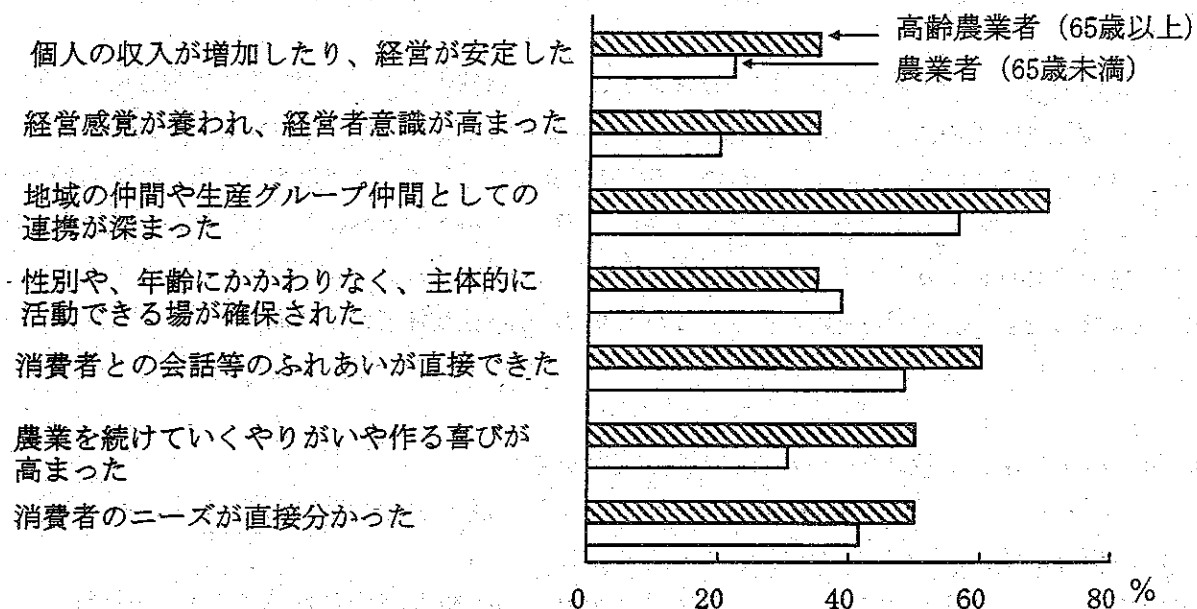


図Ⅲ-28 農業者の直売への参加の利点（複数回答）



資料：農林水産省「都市と農村の共生対流等に関する都市住民及び農業者意向調査」（13年11月調査）

注：1) 図Ⅲ-22の注に同じ。

2) 直売所の経験がある141名の農業者に対する調査結果である。

域に伝わる精進料理の材料や調理法を記録したり、さらに膳の組み方や器の配置を聞き取り調査し、それらの結果を「農家の手づくり精進料理」として取りまとめている。

また、精進料理を上手に作れる人が少なくなってきたことから近年は年間100件を超える町内外での法事等での「手づくり精進料理」の応援や年間約15回に及ぶ県内各地での調理法等の普及・伝承活動を行っている。さらには、精進料理の知識を生かした地域特産品の開発の支援など地域をあげた活動に広がっている。

このような活動を通じて地域の文化の伝承者としての会員の意識の高まりや地域内の法事費用の節減、法事に集った親戚がふるさとを再認識する契機になるといった効果も現れている。

今後、会員の高齢化が進むなかで伝統食の伝承活動を行うためには、手作り精進料理を提供したり体験できる施設を開設する等、地域で伝統食を継承する体制づくりが必要となっている。

（農村での高齢者介護をめぐる現状）

我が国の高齢化の状況をみると、「65歳以上の親族（世帯主本人を含む）のいる世帯」は1,505万世帯となっており、5年前に比べ17.7ポイント増加し、一般世帯4,678万世帯の32.3%を占めている。

● 家族類型別にみると、「高齢単身世帯」は303万世帯、「高齢夫婦（共に65歳以上）のみの世帯」は283万世帯と、それぞれ5年前の1.4倍になっており、両世帯で「65歳以上の親族がいる世帯」の約4割を占めるといった「高齢単身世帯」や「高齢夫婦のみの世帯」が増加している^{*1}。

かつての農村では、高齢者の介護を含めて相互扶助的な集落機能のもとで生活支援が行われ、多世代で構成された農家世帯では家族だけで介護を行うことも可能であった。しかし、近年、介護等にかかる家族の負担感が増大しており、家庭内や地域における分担の見直しが重要な課題となっている。

居宅サービス事業所を開設（経営）主体別にみると、訪問看護ステーションを除く訪問系のサービス施設（訪問介護、訪問入浴介護）の事業所は、民間事業者による開設が約3割を占め、民間事業者の参入が最も進んでいる^{*2}。一方、自宅から施設へ通いサービスを受ける通所系のサービス施設（通所介護、通所リハビリテーション）では、民間事業者の参入は1割程度であり、社会福祉法人による通所介護事業所の開設や医療法人による通所リハビリテーションの開設が、それぞれ約7割と開設主体の大部分を占めている。

● このようななかで、全国的に一般世帯の約4割が訪問サービスを利用しており、約12%が短期入所サービスを利用している^{*3}。一方、農業者世帯等では訪問サービスを利用する割合は一般世帯の約半数、短期入所サービスでは一般世帯の約2倍となっており、家庭内の介護負担を一時的に軽減するために各種サービスを利用するなど、農家世帯では家族介護中心の考え方が強いことがうかがえる（図Ⅲ-29）。

以上のことから、家族介護中心の農家世帯が多くみられる農村では、従来から地域の福祉を担ってきた社会福祉法人、医療法人、農協等既存の地元組織が、介護保険制度の導入を契機として通所リハビリテーションサービスや短期入所サービス施設を併設することにより、農村地域の介護を担っていると推察される。

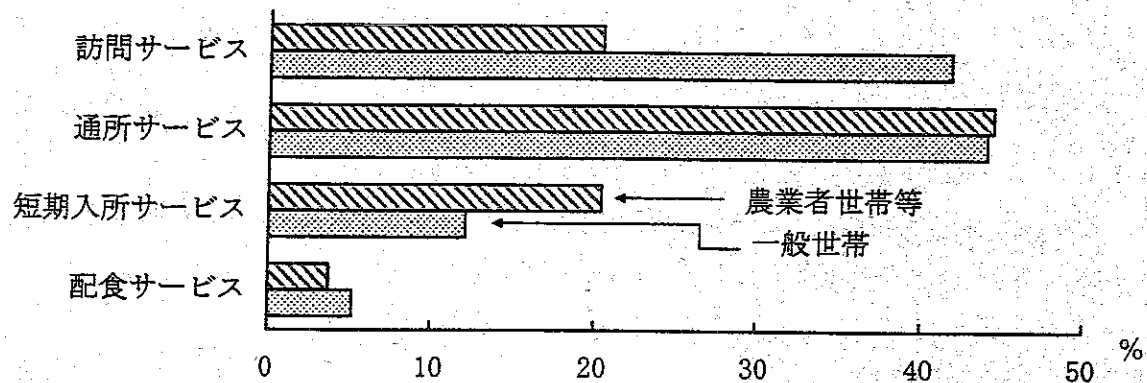
このうち、農協系統組織においては、4年以降福祉事業への取組みを進めており、14年10月には全

*1 総務省「国勢調査」（12年10月）

*2 厚生労働省「介護サービス施設・事業所調査」（13年10月調査。全国の居宅サービス事業所及び居宅介護支援事業所を対象とした調査である。ただし、指定業者とみなされる医療機関については、病院は全数、診療所は抽出調査である。）

*3 厚生労働省「国民生活基礎調査」（13年6月。7年国勢調査の調査区から無作為に抽出した2,500調査区の要介護者・要支援者への調査結果である。）

図Ⅲ-29 農業者世帯等の居宅サービス利用状況（複数回答、平成13年）



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」（13年6月）、（社）農村生活総合研究センター「農村女性・高齢者からみた地域福祉の実態と今後の方向に関する調査」（13年12月）

- 注：1) 「一般世帯」とは、平成7年国勢調査区から無作為に抽出した2,500地区の要介護者・要支援者への調査結果である。
- 2) 「農業者世帯等」とは、全国30歳以上の農林漁業を営む男女を含む1000世帯主を対象とした調査結果である（回収率53.2%）。但し、居宅サービスを利用した54世帯に対する調査結果である。
- 3) 「訪問サービス」とは、訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーションである。
- 4) 「通所サービス」とは、通所介護、通所リハビリテーションである。
- 5) 「短期入所サービス」とは、短期入所生活介護、短期入所療養介護である。

国で372農協が介護保険事業者としての指定を受け、375農協が訪問介護事業を中心とした事業展開を図っている^{*1}。これとあわせて、要介護認定されない人や要介護者でも介護保険制度で満たされない要望に応えるため「JA助け合い活動」にも積極的に取り組んでおり、この活動を推進する住民参加型ボランティア組織である「JA助け合い組織」も14年10月には全国で963組織と11年に比べ1.3倍に増加している。この組織が行う取組みのうち、高齢単身者に昼食等を提供する配食サービスは、食事の提供だけにとどまらず健康管理や安否確認にも役立っている。

このような地域福祉の取組みの推進によって、例えば山口県東和町^{とうわちよう}の社会福祉協議会が実施している給食サービスのように、調理から配達までの各段階に高齢者がかかわることによって、高齢者の生きがいがいづくりに加え、地域での雇用確保が図られている事例もある。

今後、農村において若年層をはじめとする人口流出が続くと、家族介護やこれまで相互扶助的な集落機能のもとで行われてきた高齢者等の支援が困難となり、これまでの医療・福祉体制では、地域の保険・医療・福祉面のサービス維持が困難になることも予想される。このため、市町村、社会福祉協議会等の有する施設を中核としつつ、農家との接触の多い農協や介護の専門職を多く有する地元医療法人が、情報の共有化や相互連絡体制を構築するなど連携を図ることが期待される。

ウ 農村の社会基盤の整備

(暮らしやすい農村となることが求められている)

農村における人口減少が続いているなか、自らの市町村に活力があると考えている市町村の割合は15%にとどまっている^{*2}。このうち、約9割は、活性化の要因として5年程度以内に実施した農業農村整備事業等の農林水産分野、道路分野、下水道分野等の公共事業が役に立っていると考えている。また、約3割は、生活環境施設の整備による定住人口の増加や「道の駅」^{*3}等における直売所の整備による訪問人口の増加等をあげている。このように、現在活性化している市町村では、これまで農業生産や生活に関する社会基盤の整備を実施している状況がみられる。

一方、生活環境施設の整備状況をみると、10年前と比べて道路、上水道、污水处理施設の整備は着実に進んでいるものの、町村での整備水準は大都市等に比べ、依然低い水準にとどまっている(図Ⅲ-30)。このようななかで活力がないとする市町村が考える今後の活性化に必要な施設も、商業施設(33.2%)、污水处理施設・下水道・道路等の生活環境基盤(29.4%)などが多い^{*4}。

このようなことから、生活環境施設の整備をはじめ、地域特産品を販売できる直売所等の商業施設の整備等により、農村住民や農村を訪れる都市住民に対しても利便性の高い農村の整備を行うことが必要である。

(農村における情報通信基盤の整備を推進する必要がある)

農村においては、生活環境基盤の整備だけでなく、情報通信ネットワークの整備が求められるが、すべての国民がインターネット等を容易に利用できる社会の実現を目指し、「e-Japan重点計画-2002」に基づき、地理的な制約によって民間での情報通信基盤の整備が進みにくいこと等に起因する情報格差(デジタルデバイド^{*5})等の課題に対して官民が役割分担して取り組んでいくこととされている。

*1 全国農業協同組合中央会調べ。

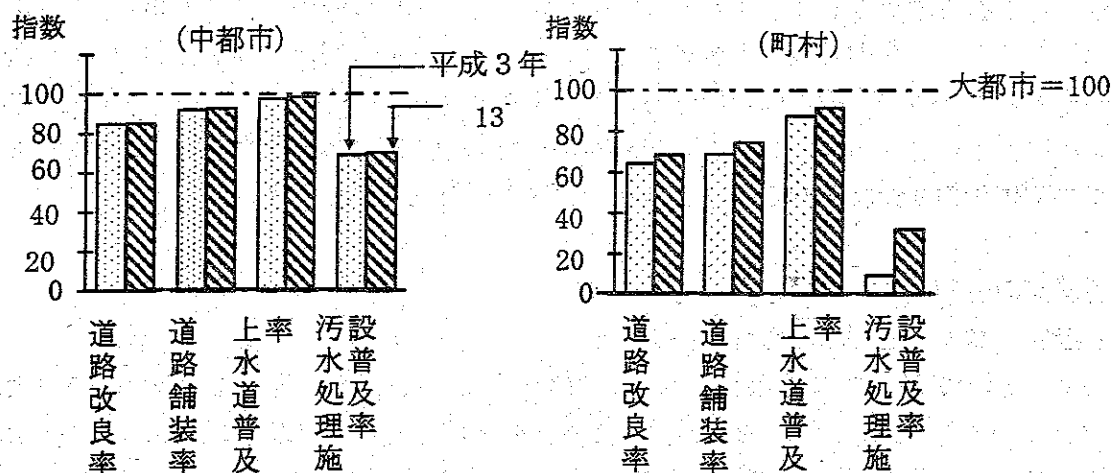
*2 農林水産省「食」と「農」、多面的機能の発揮等に関する調査」(P. 43 脚注参照。)

*3 巻末「用語の解説」を参照。

*4 農林水産省「食」と「農」、多面的機能の発揮等に関する調査」(P. 43 脚注参照。)

*5 巻末「用語の解説」を参照。

図Ⅲ-30 都市規模別の主な生活環境施設の整備状況の推移
(大都市=100とした場合)



資料：総務省「公共施設状況調」

注：1) 全国市区町村を大都市（指定都市、特別区）、中都市（中核市、人口10万人以上の市、小都市（人口10万人未満の市）及び町村に区分して集計した数値のうち、中都市及び町村について図示した。

2) 道路改良率は、道路構造令の規格に適合した道路延長の割合である。

3) 汚水処理施設普及率は、公共下水道、農業集落排水施設等公共事業による施設の普及率である。

13年の町村（農村）でのインターネット利用率をみると、前年に比べ3倍の52.8%となっているが、県庁所在地等と比べると依然格差が大きい（図Ⅲ-31）。さらに、小都市・町村での自宅で利用可能な（加入者系）光ファイバー網^{*1}の高度情報通信基盤整備率は「人口10万人以上の都市等の全エリア」の水準に近づきつつあるが、「政令指定都市等全エリア」と比べると4割程度も整備が遅れている（図Ⅲ-32）。

また、現在インターネット等を利用している50歳代の人は、10年後の生活において「在宅健康・医療診断」サービスへの要望が最も多いという調査結果^{*2}や、新興の企業ほど電子商取引等を実施する割合が高いという調査結果^{*3}がある。これらを踏まえれば、地域の高齢者福祉の充実や企業の地域への参入が図られるように高度情報通信基盤の整備を実施し、生活や経済面での農村と都市との新たな格差につながらないようにしていく必要がある。

なお、高度情報通信基盤の整備には建設費用だけでなく、運営・維持管理等の費用も大きいので、整備の際は利用目標等をあらかじめ明示し、地域住民の意見等を踏まえつつ、厳密な費用の比較を行うなど詳細な検討が必要である。さらに、費用や利便性を踏まえCATVや防災無線等の既存施設の活用や無線施設による基盤整備の実施についても検討することが重要である。

（農村からの情報発信が必要である）

農業者の6割以上は高度情報基盤の整備を望んでおり、地域の求人や職場の環境に関する情報をはじめ、農村で過ごす余暇の魅力等農村の活性化に資する幅広い情報を発信することが重要であると考えている（図Ⅲ-33）。

一方、50歳代のインターネット利用者のうち、現在の居住地を離れたいと考える者の約3割は、10年後には「10万人未満の市町村」への居住を希望している^{*4}。このようななかで、農村の魅力をインターネットを通じ情報発信することは、人々の関心を農村に引きつけるだけにとどまらず、農村への来訪者を増加させて農村の活性化につながることを期待される。このように農村からの情報発信を積極的に進めることで都市と農村の情報が双方向に行き交い、都市と農村とのつながりが強化され循環型社会の形成に大きな役割を果たすことが期待される。

（農村における自然との共生に向けた取組みが必要である）

自然環境の保全への関心が高まるなかで、人間の社会経済活動によって、生態系のバランスが崩れ、多くの生物が減少・絶滅の危機に直面している。

こうした課題に対応するため、開発や乱獲等人間の活動に伴う自然への影響に対して各地域固有の生物の多様性をその地域の特性に応じて適切に保全すること等を目標にした「新・生物多様性国家戦略」が14年3月に策定され、自然との共生に向けた政府の取組みが推進されている。

特に、我が国の農村には、水田をはじめ、絶滅が危惧される生物が集中して生息・生育する地域の約5割が分布する里地里山等の二次的自然のもとで生物の生息環境が有機的に連携し、豊かな生態系が形成されている。我が国に生息する淡水魚約300種のうち水田周辺の水路において84種（28%）が確

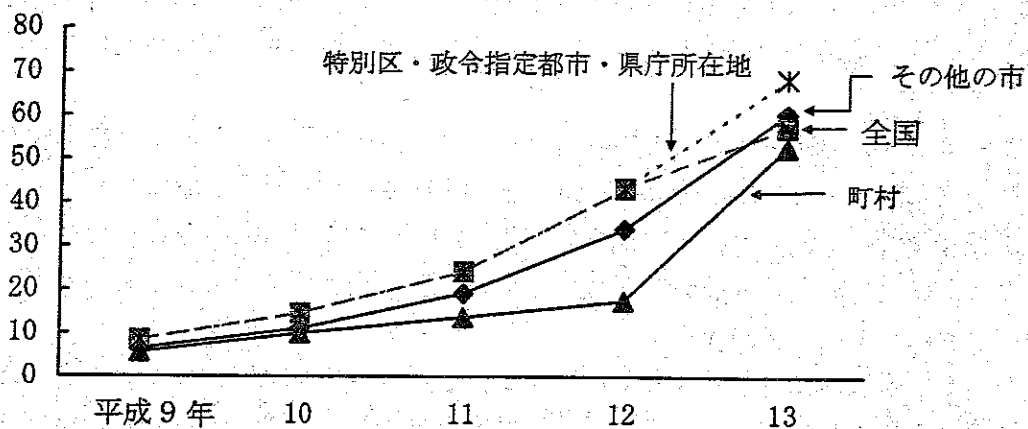
*1 巻末「用語の解説」を参照。

*2 内閣府「インターネット時代における高年齢層の生活スタイルに関する調査」（13年10月調査。全国のインターネットを利用している50歳代の男女8,000名を対象とするインターネットを利用したアンケート調査であり、回収率は21.7%。）

*3 総務省「事務所・企業統計調査」（13年7月調査。全国の個人経営の農業漁業、家事サービス業及び外国公務に属する事業所を除く全事業所への全数調査である。）

*4 *2と同じ。

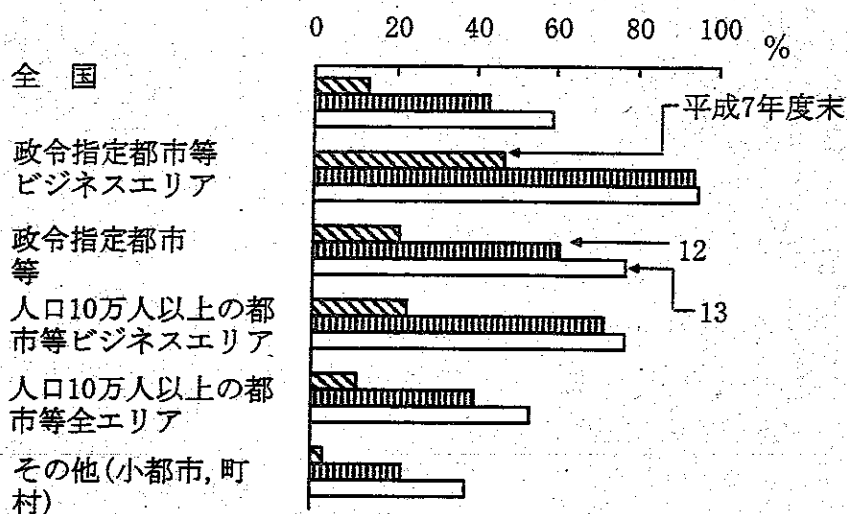
図Ⅲ-31 インターネットの世帯（自宅）利用率の推移



資料：総務省「通信利用動向調査」(13年11月調査)

- 注：1) 全国の20歳以上の男女6,400名に対するアンケート調査である(回収率60.1%)。
 2) 「その他の市」とは、「特別区、政令指定都市、県庁所在地」を除く市のことである。

図Ⅲ-32 加入者系光ファイバー整備率の推移



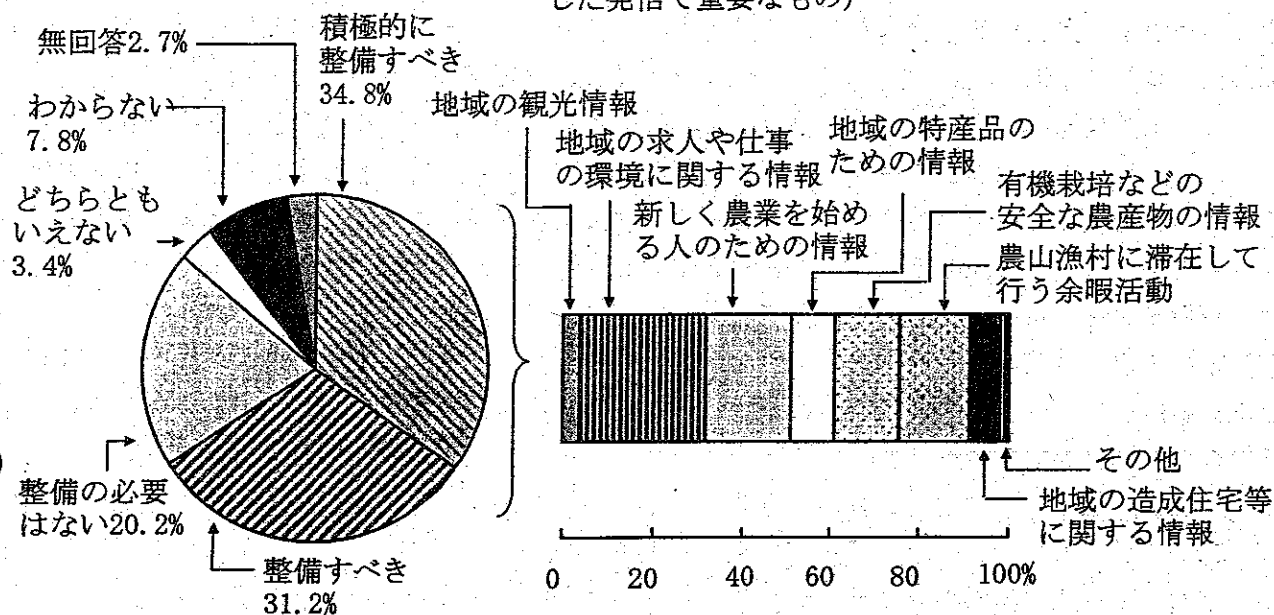
資料：総務省調べ

- 注：1) 「整備率」とは配線点(き線点)まで光化されている延長割合である。
 2) 「ビジネスエリア」とは、事務用加入の比率が50%以上のエリアである。
 3) 「政令指定都市等」とは、政令指定都市及び県庁所在地級都市である。

図Ⅲ-33 農村への高度情報通信基盤の整備推進についての農業者の意向

(農村での高度情報通信基盤整備の推進についての農業者の意向)

(高度情報基盤の整備を「積極的に推進すべき」「整備すべき」と回答した者が考える農村情報のインターネットを通じた発信で重要なもの)



資料：農林水産省「都市と農村の共生対流等に関する都市住民及び農業者意向調査」（13年11月調査、組替集計）

注：1) 図Ⅲ-22の注に同じ。

2) 都市との交流経験のある農業者195名への調査結果である。

認められるとともに、ニッポンバラタナゴ等の希少種（9種）に加え、メダカ等の水田を産卵のために利用する魚が水田の周囲で確認されるなど、たん水後の水田は「産卵場」としての役割を果たしている^{*1}。

このような地域の生態系の保全は、単に開発等が行われる場所にとどまらず、様々な生物の生活史に応じた場所まで保全する必要がある。このため、生態系のネットワーク等が適切に保全されるよう「広大化」等の6原則^{*2}に基づき、広域的な生息空間の保全が図られることも期待されている。

しかし、効率優先のほ場整備や生活環境施設の整備によって農村の生物生息環境が損なわれる場合もみられる。このようななかで生物の生息環境の保全を行う場合には、地域住民自らが地域の将来構想を作成し、豊かな自然を積極的に保全する地区や棚田の整備等自然環境を積極的に創造する地区等を設けて調査を行い、主要な動植物の生息状況や環境専門家の指導・助言並びに地域住民の意向を踏まえて整備方針を定めることが必要である。さらに、構想の調査段階から整備後のモニタリング^{*3}等の効果確認まで、継続的に地域住民、土地改良区及び行政から構成される協議会や環境の専門家等との意見交換の場を設け、情報の共有化を図り、地域住民と行政が連携し自然との共生への取組みを図っていくことが重要である。

一方、生物保全等への取組みが必要と考えている市町村に比べ、実際に取組みを行なっている市町村の割合は半数に満たないなど、意識と行動には差がみられる（図Ⅲ-34）。しかし、2割程度の市区町村では生物生息地実態調査に既に着手しており、調査等から計画的に自然環境の保全に向けた取組みの実施が期待される。

（NPOや地域住民の主体性を活かせる自然再生推進法が制定された）

自然との共生を進めるためには、農村のように人間が自然との共生の中で生物多様性のバランスを保ってきた地域の保全だけでなく、開発等によって多様な生物種の減少や絶滅、生態系の破壊等が発生している地域の再生も課題である。

このようななかで、14年12月に自然再生推進法が成立したが、この法律では国や地方公共団体とともに、これまで環境保全等を担ってきた住民やNPOを、地域の全体構想の作成や実施計画を協議する自然再生協議会の構成員として位置付けている。この協議会の活動を通じ、再生等を行う地域の生態系に関する情報を共有し透明性を確保するとともに、過去に損なわれた自然環境が取り戻される状況を、地域の特性、自然の復元力や生態系の微妙な均衡を踏まえつつ監視して自然再生事業の実施に反映することとなっている。

今後はこの制度のもとで、住民やNPO等が事業の計画段階から維持管理まで主体的に参画し、自然環境の保全・再生・創出に向けた活動が展開されることが期待される。

（住民参加のもとで農地等の適切な保全と利用を図る取組みが期待される）

近年の農地転用の動きをみると、全国的にみれば比較的落ち着いた動きを示している。しかしながら、道路沿いや集落周辺などにおいて、大規模な施設等の立地が引き金となって優良農地等の個別的な転用が行われるなど、計画的な土地利用や地域の景観上問題となっている事例がみられる。

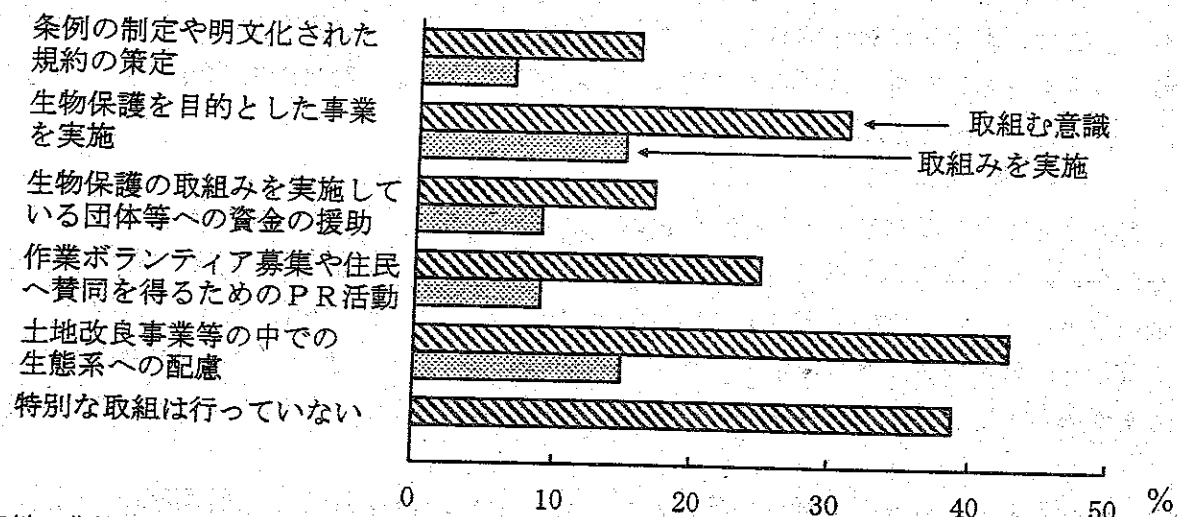
このようななかで、これまでの土地利用に関する個別法による仕組みでは、農地等の保全を含めた

*1 農林水産省と環境省「田んぼの生きもの調査」（13年6～10月調査。全国の335地区の調査結果である。）

*2 国際自然保護連合（IUCN）の提唱している「生物生息空間の形成・配置の6つの原則」の「広大化」、「団地化」、「集合化」、「等間隔化」、「連結化」、「円形化」のことである。

*3 巻末【用語の解説】を参照。

図Ⅲ-34 生物生息地保全に向けた市区町村の状況（複数回答）



資料：農林水産省「平成12年度地域資源の維持管理・活性化に関する実態調査」（14年2月）

注：1) 全国市区町村（3,251市区町村）の農政担当者又は環境担当者に対するアンケート調査結果である。

2) 全市区町村（3,251市区町村）に占める割合である。

計画的な土地利用に限界があるとの問題意識から、市町村においては、土地利用に関する条例を制定し、これに基づいて、農村景観及び自然環境等の機能が支障なく発揮できるような地域特性に応じた土地利用計画や土地利用の調整に取り組む事例がみられるようになっている（表Ⅲ－７）。これらの条例による取り組みでは、住民が主体的に農地等の保全の目標や方針の案の作成に参加する仕組みが構築されている。一方、U J I ターン^{*}志望者の増加等、新たなライフスタイルを求める兆しが出てきている。

このような農村をめぐる国民の価値観の変化、農村地域における土地利用に関する課題に対応する観点から、これら先駆的な事例を参考にしつつ、地域特性に応じて、住民合意のもとで、景観等農村固有の魅力の重要な部分を担う農地等の適切な保全及び利用を図る市町村の主体的活動による取り組みがさらに広がることが期待される。

（関係施策の連携により農村を共生・対流の拠点として整備することが必要である）

美しいむらづくりを目指した農村整備を行うためには、土地利用を含め地域振興に関する計画段階から、地域住民、行政、関係機関等地域の関係者が主体となって、検討を積み重ね、目標とすべき農村像を明確化し、農村振興基本計画などの地域の総合的な振興計画を通じて、農村振興の目標を設定し、その実現のために必要な事業や施策の連携を図り、施設整備等を一体的に実施することが重要である。

このような取り組みの計画策定段階での課題としては、多様な分野にまたがる計画事項の調整に関する経験不足や計画立案に関する専門家の不足、既存の公共施設等の整備計画との調整、策定内容の計画的な推進が困難といった点が地方自治体の関係者から指摘されている。このような課題に対して国も地方公共団体の求めに応じて積極的に助言等を行うなど、計画策定段階における各府省間の十分な連携と役割分担等、農村の整備に関する各府省の連携を一層推進する必要がある。

*1 巻末「用語の解説」を参照。

表Ⅲ-7 市町村条例に基づく土地利用への取組事例

項目	静岡県掛川市	兵庫県神戸市	長野県穂高町
条例	「生涯学習まちづくり土地条例」	「人と自然との共生ゾーンの指定等に関する条例」	「穂高町まちづくり条例」
制定年	平成3年	8	12
制定の背景	昭和63年に新幹線新駅開業から始まる市街地周辺の農地や山林原野への土地投機と乱開発	市として計画的土地利用の方向性を定める仕組みがない市街地周辺での乱開発のため、地域のもつ農産物の供給、農村景観及び自然環境等の機能発揮に支障	安曇野の景観を形成する水田や集落の屋敷林等の貴重な資源が多数存在する中、松本市へのベッドタウン化やインターチェンジ開設による人口増加にともなう土地利用の変化
制定の目的	長期的視点に立ち住民と一体となって土地の所有と利用に関する生涯学習並びに住民参加による町づくりの推進	全ての市民と市とが協働して、秩序ある土地利用の推進、農村景観の保全・形成、里づくり等に基づいた自然と調和した魅力あふれる空間形成	まちづくりへの町民の積極的な参加とそれを調整する仕組みを定め自然と調和した快適で魅力あふれる町を創造
取組みの成果	○560回を超える説明会や検討会による土地利用に関する学習の推進 ○学習の成果として、地域の将来や土地利用についての幅広い議論への地域住民の参加 ○地権者の80%以上の同意が必要な土地売買、開発行為等の届出が必要な特別計画協定区域の指定を実施（14地区、5,550ha、市の約30%）	○市面積の約3割に指定された「人と自然の共生ゾーン」（1.8千ha）の全域に、秩序ある土地利用と農村景観保全のための「農村用途区域」を指定し、当該地域内での土地利用行為の届出を義務化 ○集落において住民が主体的に土地利用計画等の目標や方針を定める「里づくり協議会」が共生ゾーン内164集落中148集落で設立 ○57集落で「里づくり計画」が策定され「農村用途区域」への反映	○町民の地区の特性に応じた独自のまちづくりを推進するための「まちづくり推進地区」を23区指定 ○推進地区の自治会で組織される「まちづくり協議会」により、まちづくりの目標や方針、土地利用の方法を提案する「地区まちづくり提案」の作成 ○「地区まちづくり提案」が審議され、1地区（穂高区326ha）において、「地区まちづくり基本計画」を策定
ホームページアドレス	http://igportal.city/kakegawa.jp	http://city/kobe.jp	http://www.town.hotaka.nagano.jp

資料：農林水産省作成

む す び

我が国の経済社会は、長引く景気低迷やこれに伴う雇用情勢の悪化、デフレの進行等のもとで先行きの不透明感、閉塞感が強まっている。このような現状を打開し将来展望を切り開いていくためには、食料・農業・農村分野においても、構造改革の推進等により現在の脆弱性を克服し、新たな活力を生み出していくことが重要である。

農林水産省では、平成14年4月、食の安全と安心の確保、農業の構造改革の加速化、都市と農山漁村の共生・対流を3つの柱とする『「食」と「農」の再生プラン』を公表し、6月には各界各層の意見を踏まえ同プランの工程表を作成した。

これらの内容は、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2002」（14年6月閣議決定）にも反映されており、農業、食品産業等のいわゆる「食料産業」の改革に関し、真に消費者を基点とした行政への転換、多様な農業経営の展開による産業としての農業の再構築、「食」の安全・安心体制の確立、農林水産資源の活用に向けたバイオマス戦略等の推進などの基本戦略が示された。

今後、食料・農業・農村基本法に示された基本理念の実現とともに、我が国の食料・農業・農村が直面する新たな課題や環境変化に積極的に対応していくためには、再生プランや基本方針2002を踏まえ各般の施策を実施していく必要がある。その際、特に重視すべき事項について、本報告における検討結果を踏まえ基本認識としてまとめると、以下のとおりである。

第1は、生産者と消費者の「顔の見える関係」の確立、すなわち「食」と「農」の一体化を推進し、食料自給率の向上を図ることである。

このことは、累次の年次報告でも指摘されているところであるが、BSEの発生、食品の事故や不正表示、無登録農薬の販売・使用など、残念ながら国民の「食」に対する不安、「農」を含む食料産業に対する不信が高まっている。

このため、政府においては食品安全行政の改革を進め、15年には新たな法律を制定し組織体制を見直すこととしているが、まず、十分なリスクコミュニケーションを行い、行政機関、消費者、生産者、食品産業事業者等の関係者の双方向の意思の疎通を図っていくことが重要である。あわせて、食品に対する消費者の信頼を確保するため、食料の生産・供給に携わるすべての者が、消費者に対する情報提供と法令遵守を徹底することが強く求められる。さらに、特に若い世代を中心に「食」や「農」に対する知識が不足している状況がみられ、食育の推進等を通じ、食べ物に関する知識や食料・農業に対する国民の理解を深めていく必要がある。

我が国では「飽食の時代」といわれて久しいが、このままでは「崩食」につながるとの指摘もあるなかで、地産地消やスローフードといった言葉に象徴される「食」と「農」の一体化を目指す取組みが国内でも広がりを見せている。

世界最大の農産物純輸入国である我が国において、食品の廃棄や食べ残しが大量に

発生する一方、世界には飢餓や栄養不足に直面する人々が数多く存在すること等を国民一人ひとりが認識し、食生活の見直しや食料自給率の向上等に向けた取組みを推進し、「食」と「農」の一体化を実現していくことが重要である。

第2は、我が国農業の構造改革を加速化し、意欲と能力のある経営体が躍進できる環境条件を整備することである。

特に、我が国農業の基幹である稲作部門については、構造改革が遅れていることに加え、30年余にわたり実施されてきた生産調整に対する限界感・不公平感が増大している状況にある。このため、農林水産省では、14年1月に「生産調整に関する研究会」を設置し、同研究会の報告等を踏まえた「米政策改革大綱」が12月に策定されたが、今後、水田農業・米政策の大転換を図っていくため、生産者・生産者団体をはじめ行政、流通業者、消費者等の関係者が、この大綱の趣旨を踏まえ一丸となって取り組んでいくことが重要である。

さらに、耕作放棄の抑制、認定農業者制度の見直し、企業的経営を可能とする法人化の推進、農産物価格の変動による経営リスクを軽減するセーフティネットの検討等を着実に進め、意欲と能力のある経営体への土地、資本等の集積を加速化していくことが重要である。なお、農協系統組織においては、自ら掲げた生産資材コストの削減等の取組みについて、早期に具体的な成果を示すこととともに、一層の事業の合理化や事業体制の改善に主体的に取り組んでいくことが求められる。

これらの農業の構造改革を加速化とあわせて、食料・農業・農村基本計画（12年3月閣議決定）において主要品目ごとに示された品質の向上、生産コストの低減等の具体的課題の解決と生産努力目標の達成に向けた取組みを強力に推進していくことが重要である。

第3は、農業の自然循環機能や多面的機能の維持増進を図りつつ、バイオマスの利活用、社会基盤の整備、計画的な土地利用等を通じ、心の豊かさを実感できる活力ある農村の実現に向けた取組みを推進することである。

農業生産活動と環境問題は相互に密接に関係しており、農業の環境への負の効果を最小限に抑え正の効果を最大限に発揮していくとともに、安全・安心をはじめとする消費者ニーズにこたえていくため、環境保全型農業や有機JAS認証制度の一層の普及・定着を図っていく必要がある。

エネルギーや製品として持続的に利用できるバイオマスについては、14年12月に閣議決定された「バイオマス・ニッポン総合戦略」に基づき、生産から利用までの各段階において積極的な利活用を推進していくことが重要である。特に、比較的利活用が進んでいる家畜排せつ物に比べ、大半が焼却処理されている家庭系食品廃棄物については、その発生の抑制を前提としつつ、農村と都市を結ぶ効率的な収集・輸送システムの構築等に取り組んでいく必要がある。

また、人々の意識が「ものの豊かさ」から「心の豊かさ」重視に転換するなかで、都市住民にも魅力のある豊かな自然や美しい景観を活かした農村の活性化を図っていくことが重要である。しかしながら、農村においては人口の減少や高齢化が進んでお

り、特に中山間地域では集落機能の維持が危ぶまれる状況もみられる。このため、都市とそん色のない生活基盤や情報通信基盤の整備、目標とする地域の将来像の明確化と住民主体の計画的な土地利用等を推進するとともに、地域資源を活かしたグリーンツーリズムの推進や市民農園の開設、豊富に存在するバイオマス資源を活用した産業の創出等、新たな農村の活力を生み出す取組みを推進していく必要がある。

第4は、WTO農業交渉における対応である。

WTO農業交渉は、15年9月に開催される閣僚会合に向けた交渉が続けられているが、我が国としては、世界の多様な農業が共存し得る、国内の農業者が将来展望をもち得る貿易秩序の確立を目指し交渉に臨んできたところである。

15年2月には、我が国主催による非公式閣僚会合が開催されたが、その直前に農業委員会特別会合議長により示されたモダリティ1次案は、関税削減の数字がきわめて大きいなど野心的すぎる内容を含んでおり、我が国にとって総体として受け入れ難い内容となっている。

このため、各国が受け入れ可能な現実的かつ包括的なモダリティの確立に向けて、引き続き全力をあげて取り組んでいく必要がある。

以上のような基本認識に立って、食料・農業・農村基本法に示された基本理念の実現に向け、改革を進めていくことが重要である。

なお、施策の実施に当たっては、具体的に見込まれる効果や目指すべき姿をあらかじめ示すとともに、情勢の変化と施策の評価を踏まえ、柔軟に見直していくことが必要である。

本報告が、人の「いのち」を支える食料の供給を担い、資源の「循環」、環境との「共生」を実現するうえで重要な役割を果たしている我が国の農業・農村に対する国民の理解を深める一助となることを切に望むところである。

[用 語 の 解 説]

1. 基本統計用語

農家等分類関係

用 語	定 義
農 家	経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯または農産物販売金額が年間15万円以上ある世帯(1990年以降の定義)
販売農家	経営耕地面積30 a 以上または農産物販売金額が年間50万円以上の農家
主業農家	農業所得が主(農家所得の50%以上が農業所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
準主業農家	農外所得が主(農家所得の50%以上が農外所得)で、65歳未満の農業従事60日以上の方がいる農家
副業的農家	65歳未満の農業従事60日以上の方がいない農家
専業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人もいない農家
第1種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ農業所得の方が兼業所得よりも多い農家
第2種兼業農家	世帯員のなかに兼業従事者が1人以上おり、かつ兼業所得の方が農業所得よりも多い農家
自給的農家	経営耕地面積30 a 未満かつ農産物販売金額が年間50万円未満の農家
農家以外の農業事業体	経営耕地面積が10 a 以上または農産物販売金額が年間15万円以上の農業を営む世帯(農家)以外の事業体

農業労働力関係

用 語	定 義
(農家) 世帯員	原則として住居と生計を共にする者
農業従事者	15歳以上の世帯員で年間1日以上農業に従事した者
農業就業人口	自営農業のみに従事した者または自営農業以外の仕事に従事していても年間労働日数でみて自営農業の方が多い者
基幹的農業従事者	農業に主として従事した世帯員(農業就業人口)のうち、ふだんの主な状態が「主に仕事(農業)」である者

農業地域類型区分

用 語	定 義
農業地域類型区分	地域農業の特性を明らかにするため、地域農業の構造を規定する基盤的な条件（耕地や林野面積の割合、農地の傾斜度等）に基づき市町村を区分したもの
区 分	基 準 指 標 （下記のいずれかに該当するもの）
都市的地域	○ 可住地に占めるD I D面積が5 %以上で、人口密度500人以上またはD I D人口2万人以上の旧市区町村または市町村 ○ 可住地に占める宅地等率が60 %以上で、人口密度500人以上の旧市区町村または市町村 ただし、林野率80 %以上のものは除く
平地農業地域	○ 耕地率20 %以上かつ林野率50 %未満の旧市区町村または市町村 ただし、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑との合計面積の割合が90 %以上のものを除く ○ 耕地率20 %以上かつ林野率50 %以上で、傾斜20分の1以上の田と傾斜8度以上の畑の合計面積の割合が10 %未満の旧市区町村または市町村
中間農業地域	○ 耕地率が20 %未満で、「都市的地域」及び「山間農業地域」以外の旧市区町村または市町村 ○ 耕地率が20 %以上で、「都市的地域」及び「平地農業地域」以外の旧市区町村または市町村
山間農業地域	○ 林野率80 %以上かつ耕地率10 %未満の旧市区町村または市町村
注：1) 決定順位：都市的地域→山間農業地域→平地農業地域・中間農業地域 2) D I D（人口集中地区）とは、原則として人口密度が4,000人／km²以上の基本単位区が市区町村内で互いに隣接して、それらの隣接した地域の人口が5,000人以上を有する地区をいう。 3) 傾斜は1筆ごとの耕作面の傾斜ではなく、団地としての地形上の主傾斜をいう。	

※ 「中山間地域」とは、農業地域類型区分の「中間農業地域」と「山間農業地域」を合わせた地域である。

広範囲にわたり、ほぼ半年ごとに風向きが変わるモンスーン（季節風）によって気候が支配される南アジアから東アジアにかけての地域。アジア大陸の縁辺部や周辺の島嶼で急峻な地形のところが多く、夏期の多雨を利用した水田農業が古くから営まれている。

アジェンダ2000

中東欧諸国のEU加盟に備え、EUの今後の政策方向を示すことを目的とし、1999年3月のベルリン特別欧州理事会で合意されたEU加盟国間の約束文書。その主な内容は、EU加盟の交渉開始に関する勧告、EU拡大に備えた共通農業政策（CAP）と共通地域政策（構造基金・格差是正基金）の改革方針、2000年から2006年までのEU予算の枠組みの設定である。

アジェンダ21

1992年にブラジルのリオデジャネイロで開催された「環境と開発に関する国連会議」において採択された環境分野における国際的取組みの行動計画。地球の生命維持基盤となっている自然資源の保全と管理のため、大気、海洋、生物多様性の保護、森林破壊の防止、持続可能な農業の推進等をテーマとする詳細な計画が規定されている。

稲発酵粗飼料

稲の子実が完熟する前に、子実と茎葉をいっしょに密封し、嫌気的条件下のもとで発酵させた貯蔵飼料。近年、作物が作付けされない水田の有効活用と飼料自給率の向上に資することから注目されている。

ウルグアイ・ラウンド （UR）農業交渉

Uruguay Round／ウルグアイ・ラウンド交渉は1986年9月に南米ウルグアイのプンタ・デル・エステで開催されたガット閣僚会議での合意に基づき開始され、サービス貿易等の新たな分野を含む包括的な交渉として進められ、7年3か月後の93年12月に合意に至った。本交渉における農業交渉の特徴は、国内支持（農業補助金等）や輸出競争（輸出補助金等）にまで交渉の対象が拡大されたことにより、各国の国内農業政策にまで影響を与えるような結果となったことがあげられる。

本交渉の結果、市場アクセス（関税や関税割当て等）、国内支持、輸出競争の3分野の保護水準を95年から2000年までの6年間で一定水準削減すること等を内容とするWTO農業協定が合意された。

S & D

Special and Differential Treatmentの略。WTOの開発途上加盟国に対する特別のかつ異なる待遇をいう。

NPO（法人） （NonProfit Organization）

営利を目的としない民間の組織や団体のこと。会費、事業収入、民間の寄付、行政の補助金などを財源にして、ボランティアの労働力などで運営を行う。活動領域は福祉、環境からまちづくりまで幅広く、行政とは独立して自主的に社会貢献活動を行うなど市場でも政府でも十分に供給できないサービスを提供しており、新たな公益活動の担い手として着目されている。

また、特定非営利活動促進法等に基づき、法人格を取得し、法人として、銀行で口座を開設したり、事務所を借りるなどの法律行為を法人の名で行えるNPO法人（特定非営利活動法人）と任意団体等を含む広義のNPOと区別している。

エルニーニョ現象

太平洋赤道域の南米沿岸から中央部の日付変更線付近にかけての海面水温が平年より高くなり、それが半年から1年程度継続する現象。南米沿岸地域の多雨、オセアニアや東南アジアの少雨のほか、様々な地域で発生している異常気象との関連が強いとされている。

温室効果ガス

地球から宇宙への赤外放射エネルギーを大気中で吸収して熱に変え、地球の気温を上昇（地球温暖化）させる効果を有する気体を総称したもの。

代表的なものに二酸化炭素（ CO_2 ）、メタン（ CH_4 ）、一酸化二窒素（ N_2O ）等がある。これらの排出には人間の生活・生産活動が大きく関与しており、我が国では、農林水産業分野からの排出量（ CO_2 換算）は、国内の全排出量の4.7%（12年度）を占める。

か

外部経済（効果）

ある経済主体の経済活動が、市場を介さずに、他の経済主体の経済活動に及ぼす影響を外部効果といい、それがよい効果である場合は外部経済といい、望ましくない効果である場合は外部不経済という。後者の典型は公害である。

農業の有する多面的機能は、対価が払われることなく、他人にプラスの効果を与えるという意味で外部経済効果の性格を有している。

価格支持融資制度

農産物（小麦、とうもろこし、大豆、米等）を担保にした短期融資制度であり、市況低迷時には担保となる農産物を商品金融公社（CCC）に引渡すことにより返済義務が免除される（融資額と市場価格の差は政府が負担）。

このため、融資単価（ローンレート）が農産物の最低価格を保証する効果を有している。

ガット（GATT）

General Agreement on Tariffs and Trade（関税及び貿易に関する一般協定）の略。1948年に発足し、貿易面から国際経済を支える枠組みとして機能。我が国は55年に加入した。この協定の基本原則は、貿易制限措置の削減、貿易の無差別待遇（最恵国待遇、内国民待遇）とされている。ガットは正式な国際機関ではなかったが、これを拡大発展させる形で正式な国際機関としてのWTO（世界貿易機関）が95年1月に発足した。94年時点のガット及びその関連文書はWTO協定が取り込んでいる。

加入者系光ファイバー

電気通信事業者等の局舎と加入者宅をつなぐ光ファイバー（Optical Fiber）のこと。

高速・超高速ネットワークインフラの普及状況として情報通信基盤の光ファイバーの整備状況を用いる場合、電気通信事業者間の中継系と電気通信事業者と電話への加入者宅までの加入者系に区分されて敷設状況が整理されている。

一般に、利用者への高速・超高速ネットワークインフラの普及率をみる指標として加入者系光ファイバー整備率（＝光ファイバーの整備km／ルート長km）が用いられる。

なお、光ファイバーとは、従来の銅線よりケーブル1本当たり約1,000倍の情報を送ることができる光通信の伝送路として用いる太さ0.1mm程度のガラス繊維のこと。政府として平成17年までには光ファイバー網を全国に整備することを目標に掲げている。

カレント・アクセス

ウルグアイ・ラウンドで関税化された農産物で、基準期間（1986年～1988年）の国内生産量に対する平均輸入量の割合を維持することが合意された。この輸入数量枠をカレントアクセスという。

関税割当て（制度）

特定の物品の輸入に、一定の数量までは低い税率（一次税率）、それを超える数量については高い税率（二次税率）を適用する制度。これにより、低い税率を希望する需要者と関税で保護されるべき国内生産者の利害調整が図られる。

供給熱量と摂取熱量

供給熱量とは国民に対して供給される総熱量をいい、摂取

熱量は実際に摂取される総熱量をいう。一般には、前者については農林水産省「食料需給表」、後者については厚生労働省「国民栄養調査」の数値が使われている。

両者は算出方法が全く異なるが、近年、供給熱量は微増ないし横ばい傾向にあるのに対し、摂取熱量は微減傾向にあり、その差は拡大してきている。その要因として、供給熱量には相当量の食品廃棄、食べ残しが含まれているのに対し、摂取熱量にはそれらが含まれていないことから、食料ロスの増加等が指摘されている。

寄与度

いくつかの構成要素からなっている統計数値の全体の増減率に対し、それぞれの要素の増減がどの程度貢献しているのかを表す数値である。例えば、農家総所得の対前年増減率に対する農業所得の寄与度は次式により与えられる。

$$\text{寄与度 (\%)} = \frac{(\text{当年の農業所得} - \text{前年の農業所得})}{\text{前年の農家総所得}} \times 100$$

なお、各構成要素の寄与度の合計は、全体の増減率と一致する。

クラインガルテン

契約した区画内に、野菜や花等を栽培する農園（ほ場）のほか、休憩・宿泊等に使用する簡単な小屋を併設したヨーロッパ型の市民農園のこと。ドイツ語の「Kleingarten（直訳：小さな庭）」を元にする用語。我が国においても、丸太で作ったログハウス付きの市民農園等が各地で開設されるなど、近年、注目されつつある。

ケアンズ諸国

輸出補助金の撤廃を目指して1986年にオーストラリアのケアンズで結成された農産物輸出国のグループ。

（アルゼンチン、オーストラリア、ボリビア、ブラジル、カナダ、チリ、コロンビア、コスタ・リカ、グアテマラ、インドネシア、マレーシア、ニュージーランド、パラグアイ、フィリピン、南アフリカ、タイ、ウルグアイの計17か国）

（有機食品の）検査認証制度

農林水産大臣に登録した第三者機関（登録認定機関）が、有機農産物等の生産行程管理者（農家や農業生産法人等）や製造業者を認定し、認定を受けた事業者が生産または製造・加工した有機食品について、有機JAS規格に適合しているかどうかを検査し、その結果、適合していると判断されたものに有機JASマークを付し、「有機」の表示ができる制度。

公共財

公園や道路のように、多くの者に同時供給、同時消費され、しかも費用を払わなかった者に供給しないということができないという性格（排除不可能性）をもったサービスや財をいう。

これに対し、ある者が消費すれば他の者が消費することができず、かつ、対価を払わなかった者に対しては供給されないサービスや財を私的財という。

耕作放棄地

農林水産省の統計調査における区分であり、調査日以前1年以上作付けせず、今後数年の間に再び耕作するはっきりした意思のない土地をいう。なお、これに対して、調査日以前1年以上作付けしなかったが、今後数年の間に再び耕作する意思のある土地は不作付地といわれ経営耕地に含まれる。

効率的かつ安定的な農業経営

主たる従事者の年間労働時間が他産業従事者と同等であり、主たる従事者1人当たりの生涯所得がその地域における他産業従事者と遜色ない水準を確保し得る生産性の高い農業経営をいう。

食料・農業・農村基本計画（平成12年3月閣議決定）にあわせて示された農業構造の展望では、近年のすう勢等を基に、将来（22年）における「効率的かつ安定的な農業経営」を、家族農業経営33～37万戸程度、法人経営及び生産組織3～4

万程度と見込んでいる。

国内支持

政府が農業生産者のために行う全ての政策をいう。ウルグアイ・ラウンド農業合意では、国内支持政策を、「緑」、「青」、「黄」の政策として次のように区分した。

「緑」の政策は、貿易や生産に対する影響がない政策であり、試験研究や基盤整備等が該当する。

「青」の政策は、生産調整を伴う直接支払いのうち特定の要件を満たす政策であり、EUの直接支払いや我が国の稲作経営安定対策等が該当する。

「黄」の政策は、それら以外の貿易や生産に影響がある政策であり、生産関連の補助金や価格支持政策が該当する。

また、「緑」や「青」の政策は削減の対象外としたほか、「黄」の政策は、1995年から2000年までの6年間で20%削減することが加盟国間で合意された。

コーデックス委員会

Codex Alimentarius Commission/国連食糧農業機関(FAO)と世界保健機関(WHO)が合同で国際食品規格の策定を通じて消費者の健康を守るとともに、食品貿易の公正な実施を確保することを目的として1962年に設置した食品規格委員会。

さ

作況指数

作柄の良否を表す指標で、その年の10アール当たり平年収量に対する10アール当たり(予想)収量の比率で表す。10アール当たり平年収量は、作物の栽培開始前に、その年の気象の推移や被害の発生状況等を平年並みとみなし、最近の栽培技術の進歩の状況等を考慮して、実収量のすう勢をもとに算出したその年に予想される収量のことである。

水稻については、作況指数106以上を「良」、102~105を「やや良」、99~101を「平年並み」、95~98を「やや不良」、91~94を「不良」、90以下を「著しい不良」と表現する。

市場アクセス

ある国の国内市場への産品・サービスの市場参入の権利・方法をいう。

自由貿易協定 (FTA)

Free Trade Agreement/2以上の国が関税の廃止や制度の調整等による相互の貿易促進を目的として他の国を排除する形で締結されるものであり、本来、WTOの最恵国待遇に反するものとされている。しかしながら、その貿易自由化効果ゆえに、一定の要件(①「実質上のすべての貿易」について「関税その他の制限的通商規則を廃止」すること、②廃止は、妥当な期間内(解釈了解においては原則10年以内とされている。)に行うこと、③域外国に対して関税その他の通商障壁を高めないこと等)のもとに認められている(貿易及び関税に関する一般協定(ガット)第24条他)。

(中山間地域等直接支払 制度における) 集落協定

直接支払いの対象となる傾斜等により農業生産条件の不利な1ha以上の一団の農用地において農業生産活動等(耕作、農地管理等)を行う農業者等が締結するもので、将来にわたり当該農用地において農業生産活動等が維持されるよう、①構成員の役割分担、②生産性の向上や担い手の定着の目標等、集落として今後5年間に取り組むべき事項や目標を定めるもの。

(注) ここでいう集落とは、一団の農用地において協定参加者の合意のもとに農業生産活動等を協力して行う集団をいう。

ジョーンズ・アクト

米国の1920年商船法。米国内の旅客・貨物輸送を、米国民所有で、米国造船所で建造された、米国人船員の乗り組む船舶にのみ認めた米国国内法。

「食」の外部化(・サー 女性の社会進出や単身世帯の増加、高齢化の進行、生活ス

ビス化)

タイルの多様化等を背景に、家庭内で行われていた調理や食事を家庭外に依存する状況がみられる。これに伴い、食品産業においても、食料消費形態の変化に対応した調理食品やそう菜、弁当といった「中食」の提供や市場の開拓等に進展がみられており、これらの変化を総称して「食」の外部化（・サービス化）という。→中食。

食料産業

農業、林業（きのこ類やくり等の特用林産物に限る）、漁業、食品工業、資材供給産業、関連投資（農業機械、漁船、食料品加工機械等の生産や農林漁業関連の公共事業等の投資）、飲食店、これらに関連する流通業を包括した産業であり、「産業連関表」や「国民経済計算」に準拠して農林水産省が作成している「農業・食料関連産業の経済計算」において推計の対象している産業。

新形質米

これまで多くの品種とは異なる新たな形質を持った米。国民の豊かな食生活に貢献するため、今後も新しい発想のもとでの開発が期待される。

（近年開発された主な新形質米の種類と特性）

- ・低アミロース米：モチモチしていて粘り強く冷めても硬くなりにくい特性をもち、お弁当やおにぎり、チルド寿司等に適する。
- ・高アミロース米：パサパサしており、ピラフやおかゆ、ライスヌードルなどに適する。
- ・巨大胚米：胚芽が大きく、血圧上昇抑制効果やイライラを鎮める効果をもつ機能性成分であるギャバの含量が通常の米の3倍程度あり、近年急速に普及している発芽玄米に適する。
- ・低グルテリン米：易消化性たんぱく質のグルテリン含量が少ない。（たんぱく質摂取が制限される腎臓病患者等による利用を想定）
- ・色素米（赤米、紫黒米）：ポリフェノール（抗酸化成分）や鉄、カルシウム、ビタミンが多く含まれ、赤飯、五穀米、赤酒等に適する。

生分解性プラスチック

使用中は通常のプラスチックと同じ特性をもちながら、使用后、微生物の働きによって水と二酸化炭素に分解されるプラスチックで、農業用資材や食品容器のほか、最近ではパソコンの部品等に利用される例もみられる。

生分解性プラスチックには、植物が合成するでんぷん等のバイオマスを原料とするものと、ナフサ等石油由来のものを原料とするものがある。このうち、石油由来のものを区別して、「石油系生分解性プラスチック」ということもある。

セーフティネット

サーカスの「綱渡り」の綱の下に張られた安全ネットを語源としており、事故や災害などの予期せぬ不幸な出来事に遭遇した場合などに備え用意された制度等をいう。

農林水産省では、農業経営における農産物価格の変動によるリスクを軽減することを目的としたセーフティネットの整備が検討されている。

総合AMS（助成合計量）

Aggregate Measurement of Support / WTO農業協定において、削減対象とされている国内助成の総額。市場価格支持（農産物の内外価格差 × 生産量）と削減対象直接払い（削減対象となる農業補助金等）の合計額。

損益分岐点分析・損益分岐点比率

売上高と費用、利益との関係进行分析する手法であり、（農業）経営の継続のための利益計画を策定する際の有効な手法の一つ。売上高と費用が等しく、利益も損失も生じない採算点を「損益分岐点」、それに対応した売上高を「損益分岐点売上高」といい、この損益分岐点売上高以上の売上高をあげることによって、はじめて利益が発生する。また、実際の売上高に対するこの損益分岐点売上高の比率をみたものを「損益分岐点比率」といい、この値が低いほど収益力が高く、経

営が安定していることを示す。

なお、損益分岐点売上高及び損益分岐点比率は次式により与えられる。

$$\text{損益分岐点売上高} = \frac{\text{固定費}}{1 - \text{変動費} / \text{売上高}}$$

$$\text{損益分岐点比率} = \frac{\text{損益分岐点売上高}}{\text{現実の売上高}} \times 100$$

た

ダイオキシン類

「ダイオキシン類対策特別措置法」により、ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン（PCDD）とポリ塩化ジベンゾフラン（PCDF）に加え、同様の毒性を示すコプラナーポリ塩化ビフェニル（コプラナーPCB）が定義されている。きわめて強い毒性があり、また分解されにくい。我が国では、主にごみ焼却施設で発生している。

耐容一日摂取量 （TDI）

Tolerable Daily Intake／人が一生涯にわたり摂取しても健康に対する有害な影響が現れないと判断される体重1kgについて一日当たりの摂取量。一時的にこの値を多少超過しても健康を損なうものではない。

ダイオキシン類の場合は、4 pg-TEQ/kg/day（1日体重1kg当たり4ピコグラム）と設定されている。ピコは1兆分の1を示す単位。TEQ（Toxic Equivalent／毒性等量）については、ダイオキシン類は毒性の強さがそれぞれ異なっているため、最も毒性が強いもの（2,3,7,8-TCDD）の毒性を1として他のダイオキシン類の毒性を換算し、これを総和した値。

WTO

World Trade Organization（世界貿易機関）の略。ウルグアイ・ラウンド合意を受け、関税及び貿易に関する一般協定（ガット）に代わり、1995年1月に発足した国際機関。145か国・地域が加盟（2003年2月現在）。本部はジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。

タリフライン

それぞれの品目に対応した関税番号。我が国は現在HS条約に加盟しており、輸入される製品のほとんどを同条約で規定された関税番号で分類している。

直接（固定）支払い

「直接支払い」とは、国・地方公共団体等から生産者に対して直接支払われる補助金等のこと。WTO協定上、生産者に対する直接支払いのうち、生産に関連しない収入支持、環境施策に関するもの、条件不利地域援助等の条件に一致するものは、削減の対象外となっている。

米国においては、1996年以降、それまで実施されていた生産調整を条件とした不足払い制度が廃止され、これに代わる措置として生産に関連しない収入支持に該当する「直接固定支払い制度」が導入された。

また、「直接支払い」は、EUにおいても、93年より導入されている。

デジタルデバイド（情報格差）

デバイドとは、分断の意味であり、パソコンやインターネット等の情報技術を使いこなせる者と使いこなせない者の間に生じる、待遇や貧富、機会の格差、個人の格差の他に、国家間、地域間の格差を指す場合もある。若者や高学歴者、高所得者などが情報技術を活用してますます高収入や雇用を手にする一方、コンピュータを使いこなせない高齢者や貧困のために情報機器を入手できない人々はより一層困難な状況に

追い込まれるいわば、情報技術が社会的な格差を拡大、固定化する現象をデジタルデバイドという。

デミニミス

De Minimis/ 最小限の政策として削減対象とならない国内助成のことであり、WTO農業協定において認められている。具体的には、品目を特定した国内支持であればその品目の生産額、品目を特定していない国内支持であればすべての農業生産額の5%以下の国内助成が対象。開発途上国の場合は10%まで認められている。なお、我が国では、野菜、鶏卵の価格安定対策等が該当。

特定農業法人制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、担い手不足が見込まれる地域において、地権者の合意のもとに地域内農地の相当部分を利用集積する経営体として農業生産法人を位置付ける制度。このような法人を特定農業法人といい、平成14年8月現在全国で106法人ある。特定農業法人は将来地域農業の担い手となることが期待されており、農地の利用集積等に要する費用として農業収入の一部を準備金として積み立てた場合には、その積立額を損金に算入することが認められるという税制上の特例が講じられている。

土地改良区

土地改良法に基づき、一定の地域について、15人以上の農業者（原則として使用収益者）により土地改良事業を実施することを目的として設立される団体。規模は数ヘクタールから数市町村にまたがるものまで多岐にわたり、かんがい排水事業やほ場整備事業等を実施するほか、これら事業により造成された土地改良施設や国、県等が造成した土地改良施設の維持管理等を行っている。平成14年度から愛称を「水土里ネット」にするとともに、土地改良区自らがこれまでの役割を評価し、住民と一体になった地域づくりを行う「21世紀土地改良区創造運動」を推進している。

特恵関税措置

一般諸国から輸入される産品に適用する関税率よりも特別に低い税率を開発途上国から輸入される産品に適用することで、開発途上国に特別の便益を与える関税制度。

トレーサビリティ・システム

食品等の生産や流通に関する履歴情報を追跡・遡及することができる方式。生産者や流通業者は、媒体（バーコード、IDタグ等）に食品情報を集積するなどし、それを消費者等が必要に応じて検索できるシステム。これにより、食品事故発生時の早期原因究明や生産者と消費者の「顔の見える関係」の構築が期待される。

な

中食（なかしょく）

レストラン等へ出かけて食事をする外食と、家庭内で手作り料理を食べる「内食（ないしょく）」の中間にあつて、市販の弁当やそう菜等、家庭外で調理・加工された食品を家庭や職場・学校・屋外等へ持って帰り、そのまま（調理加熱することなく）食事として食べられる状態に調理された日持ちのしない食品の総称を指している。

日・シンガポール新時代経済連携協定

2002年1月に署名し同年11月に発効した我が国にとって初めての自由貿易協定。この協定により、両国間の国境を越えた物品、人、サービス、投資、情報のより自由な移動を促進し、両国間における幅広い分野の経済活動の連携強化を促進することとなった。

同協定では、物品の貿易について、日本からシンガポールへの輸出にかかる関税をすべて撤廃するとともに、シンガポールから日本への輸出にかかる関税の94%（金額ベース）を撤廃することとされた。農林水産物については、我が国の農林水産業に及び得る影響に配慮し、既に無税となっている品

目（WTO無税譲許品目及び実行無税品目）に限って、同協定の譲許の対象とすることとした。

**日本農林規格
（JAS規格）**

Japanese Agricultural Standard／「農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）（JAS法）」に基づいて、農林物資の品質の改善、生産の合理化、取引の単純公正化及び使用または消費の合理化を図るため、農林水産大臣が制定した農林畜水産品の規格。品位、成分、性能等の品質に関する基準や生産の方法等についての基準を内容とする。また、生産物、製品がJAS規格に適合しているかどうかを検査し、この規格に適合していると判定されれば、JASマークを付けることができる。平成15年1月現在、90品目について325規格が定められている。

認定農業者制度

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的かつ安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。認定を受けた者（認定農業者）に対しては、スーパーL・S資金等の低利融資制度、農地流動化対策、担い手を支援するための基盤整備事業等の各種施策を重点的に実施している。

農業委員会

農業者の代表として公選等により選出された農業委員により構成される市町村の行政委員会。農地法に基づく農地の権利移動の許可等の法令に基づく業務のほか、農地の流動化、担い手の育成等、構造政策の推進にかかる業務を行っている。

農業固定資本額

建物、自動車、農機具、植物、動物など（土地を除く）、農業生産過程に固定されて繰り返し使用される資本財の価値額。使用される過程で、価値の一部分は次第に生産物に移行し、その価値は減価していく。

農業集落

市町村の区域の一部において、農作業や農業用水の利用を中心に、家と家とが地縁的、血縁的に結び付いた社会生活の基礎的な地域単位のこと。農業水利施設の維持管理や農機具等の利用、農産物の共同出荷等の農業生産面ばかりでなく、集落共同施設の利用、冠婚葬祭その他生活面にまで及ぶ密接な結び付きのもと、様々な慣習が形成されており、自治及び行政の単位としても機能している。

農業総固定資本形成

農業再生産のため既存の固定資本に付加される価値額を表すものであり、「土地改良」、「農業用建物」、「農機具」、さらには「植物」、「動物」の増からなっている。

農業の交易条件

農産物の生産者価格と農業生産資材価格の関係。前者が相対的に高くなれば、「農業の交易条件は改善した」という。

農業の交易条件の指標である「交易条件指数」は、農産物生産者価格指数を農業生産資材価格指数で除し、100を乗ずることによって求められる。平成14年の交易条件指数は前年比1.6ポイント減と、悪化している。

農業の自然循環機能

稲わらや家畜排せつ物等をたい肥として農地に還元することによって、①土壌の物理性が改善され生産力が増進する、②養分として再び作物に吸収される、③土壌中の微生物が多様化する。このように、農業生産活動は自然界における生物を介在する物質の循環に依存するとともに、こうした循環を促進する機能を有しており、これを総称して農業の自然循環機能という。

農業の持続的な発展のためには、自然循環機能の維持増進を図っていくことが重要であることから、食料・農業・農村基本法において、農薬及び肥料の適正な使用の確保、家畜排せつ物等の有効利用による地力の増進その他必要な施策を講ずることとされている。

農地保有合理化法人

農業経営の規模拡大や農地の集団化を促進するため、規模縮小を希望する農家等から農地の買入れまたは借入れを行い、規模拡大を希望する担い手農家等への売渡しまたは貸付けを行う農地保有合理化事業を実施する法人。平成14年3月末現在、都道府県農業公社、市町村農業公社、農協及び市町村の628法人がある。

は

非貿易的関心事項 (NTC)

Non-Trade Concerns/食料安全保障、環境保護等貿易の対象とならない重要関心事項。

なお、WTO農業協定第20条において、2000年から開始される新たな農業交渉では非貿易的関心事項を考慮すべきことが規定されている。

BSE (牛海綿状脳症)

Bovine Spongiform Encephalopathy / 異常プリオンたんぱく質 (細胞たんぱく質の一種が異常化したもの) に汚染された飼料 (BSE感染牛の脳等を含む肉骨粉等) の摂取により経口感染すると考えられている牛の疾病。2年以上の長い潜伏期間の後、脳組織がスポンジ状になり、行動異常等の神経症状を呈し、発病後2週間から6か月で死に至る。1986年に英国で初めて報告されたが、これは、70年代に英国での肉骨粉の製造工程が変化したことにより、異常プリオンたんぱく質が不活化されずに残存した肉骨粉が流通・給与されたことが背景にあると考えられている。

BSE清浄国

家畜衛生に関する唯一の国際機関である国際獣疫事務局 (OIE) は、国際動物衛生規約 (2002年版) において、BSEの清浄国として満たすべき規定を定めている。その概要は以下のとおり。

BSEに関する適切なリスク管理がなされていることを前提に、最終発生から7年以上経過しており、

- ・獣医師等に対するBSEに関する教育、BSEを疑うすべての牛の届出及び検査並びにサーベイランス及びモニタリングが7年間実施されていること、かつ、
- ・BSEを疑うすべての牛の届出及び検査が7年間実施されており、反芻動物への肉骨粉または獣脂かすの給与が8年間禁止されていること

等。

北米自由貿易協定 (NAFTA)

North American Free Trade Agreement / 貿易の自由化による経済発展を目的として、米国とカナダとの間で1989年に米国・カナダ自由貿易協定が結ばれ、その後94年に、メキシコが加ったことにより現在の体制となった。この協定では、域内の貿易における全品目の関税を金額ベースで99%撤廃することとなっている。

ま

道の駅

一般道路沿いに設けられた休憩施設。駐車場等の休憩施設と、資料館等の地域振興施設が一体となり、休憩・情報提供・地域連携等の機能をもつ。(平成14年8月現在で全国に701か所の「道の駅」が登録済)

ミニマム・アクセス

最低輸入量。ウルグアイ・ラウンド農業合意において、関税化の対象品目のうち、基準期間 (1986~88年) における輸入が国内消費量の5%未満の品目については、合意実施1年目に基準期間における国内消費量の3%以上を最低輸入量として設定し、最終年である2000年には5%まで拡大することが合意された。なお、関税化の特例措置を適用した場合は、合意実施1年目の最低輸入量は基準期間の国内消費量の4%、以降0.8%ずつ増加することとされた。

モダリティ	WTO農業交渉においては、市場アクセス、国内支持、輸出規律の各3分野について各国に共通に適用されるルールをいう。ウルグアイ・ラウンド農業合意でみると、「助成合計総量の実施期間中の20%削減」や「農産物全体で平均36%（品目ごとに最低15%）の関税削減」等がこれに当たる。
モニタリング調査	通常は、「監視」の意味で用いられているが、「自然環境」の関係で用いられる場合は、地域の自然環境の状況について、継続的あるいは定期的に測定することをいう。例えば、環境に配慮した事業実施後に、環境配慮の対象が想定通りの効果を発揮しているのか定期的に確認が必要な事項について調査を行うことをいう。
や	
U J Iターン	大都市圏の居住者が地方に移住する動きの総称。Uターンは出身地に戻る形態、Iターンは出身地以外の地方へ移住する形態、Jターンは出身地の近くの地方都市に移住する形態を指す。
（公的）輸出信用	産品を輸出する場合に政府がその輸出に関して生じる取引上の危険を保証すること（貿易保険）。我が国の農業分野ではこのような制度はないが、主に米国、オーストラリア、EU、カナダ等で実施されている。
輸出補助金	産品を輸出する場合に政府が支給する補助金で、輸出促進効果があるうえ、他国の同一の輸出品に比べ当該補助金相当額分だけ価格を安く設定することができることから、貿易を歪曲するおそれがある。我が国の農業分野ではこのような制度はないが、主にEU等で実施されている。
輸入（輸出）国家貿易企業	産品の輸入（輸出）業務を直接行う政府機関及び政府によって特別の権利を与えられた機関。農産品に関しては、我が国の食糧庁、カナダのCWB（カナダ小麦ボード）、オーストラリアのAWB社等が該当する。
ら	
（農業経営基盤強化促進法に基づく）利用権	農業経営基盤強化促進法に定められる①農業上の利用を目的とする賃借権もしくは使用貸借による権利、②農業の経営の委託を受けることにより取得される使用及び収益を目的とする権利のこと。